

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」 の改正について（改正案）

1．物判断基準の引用部分（16箇所）の改正について

【内容】

現行の「工場等判断基準」は、省エネ法第73条に基づき定める「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（平成11年、通商産業省・建設省告示第1号）（以下「建築物判断基準」）を一部引用し、空調等の建築設備ごとに新設に当たっての基準を定めている。

その後、「建築物判断基準」が平成25年12月27日「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（経済産業省・国土交通省告示第1号）として改訂され、従来の設備ごとの基準から、建物全体（外皮性能＋設備性能＋創エネルギー）を総合的に評価する一次エネルギー消費量による評価方法に改正されたが、「工場等判断基準」の当該引用箇所についての改定は行っていない。

また、平成29年4月1日には、「建築物判断基準」が省エネ法から建築物省エネ法への移管に伴い、省エネ法から削除されるため、当該引用箇所を改正する。

【改正案】

省エネ法の「工場等判断基準」は、設備ごとに、管理、計測及び記録、保守及び点検、新設にあたっての措置を定め、エネルギー使用の合理化に努めるよう促すものである。他方、建築物省エネ法は、建物全体（外皮性能＋設備性能＋創エネルギー）を総合的に評価するものである。

したがって、省エネ法の「工場等判断基準」では、当該引用部分の文言を削除し、従来の規定の趣旨に従い、設備ごとにエネルギー使用の合理化に資する取組として残しておくべき項目については、従来の引用形式から具体的に書き下して規定することとする。

改正案	現行
<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項 ①～③ (略)</p> <p>④ 空気調和設備、換気設備の新設に当たつての措置</p> <p><u>ア. 空気調和設備、換気設備を新設する場合は、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定すること。</u></p> <p><u>イ. 空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。</u></p> <p>(ア)可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。</p> <p>(イ)ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。</p> <p><u>(ウ)熱搬送設備の風道・配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。</u></p> <p><u>(エ)負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。</u></p>	<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項 ①～③ (略)</p> <p>④ 空気調和設備、換気設備の新設に当たつての措置</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア. 空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条に基づき定める建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項(以下「建築物判断基準」という。)中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</u></p> <p>(ア)<u>熱需要の変化に対応できる容量のものとし、</u>可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。</p> <p>(イ)ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(ウ)負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。</u></p>

追加 A

削除

追加 B

(オ)空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変风量システム及び変流量システムを採用すること。

(カ)夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するため、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。

(キ)蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合は、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。

(ク)エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

(ケ)空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム(以下「BEMS」という。)等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとする。

ウ. エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項により定められたエネルギー消費機器(以下「特定エネルギー消費機器」という。)に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮すること。

(エ)空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変风量システム及び変流量システムを採用すること。

(オ)夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するため、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。

(カ)蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合は、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。

(キ)エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

(ク)空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム(以下「BEMS」という。)等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとする。

イ. エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項により定められたエネルギー消費機器(以下「特定エネルギー消費機器」という。)に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮すること。

削除

エ. 換気設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア) 負荷変動に対して適した制御方式を採用すること。

(イ) 風道等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

①～③ (略)

④ ボイラー設備、給湯設備の新設に当たつての措置

ア. ボイラー設備、給湯設備を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ. (略)

ウ. ボイラー設備を新設する場合は、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ア) エコマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。

(イ) 配管径路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。

エ. (略)

オ. 給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ア) 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。

(イ) 使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。

(ウ) ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱

追加 B

追加 A

追加 B

削除

ウ. 換気設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とするなどの措置を講じることにより、建築物判断基準中、機械換気設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア)、(イ) (新規)

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

①～③ (略)

④ ボイラー設備、給湯設備の新設に当たつての措置

(新規)

ア. (略)

イ. ボイラー設備を新設する場合は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。

(ア)、(イ) (新規)

ウ. (略)

エ. 給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ア) 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。

(イ) 使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。

(ウ) ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱

追加 B

源設備の採用を考慮すること。

(エ) 配管径路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。

カ. (略)

(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

①～③ (略)

④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置

追加 A

ア. 照明設備、昇降機を新設する場合は、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定すること。

削除

イ. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光灯(Hf蛍光灯)等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(イ) 高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設方法等についても保守性を考慮すること。

(エ) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。

(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。

源設備の採用を考慮すること。

(追加)

オ. (略)

(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

①～③ (略)

④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置

(新規)

ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、**建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ**、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光灯(Hf蛍光灯)等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(イ) 高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設方法等についても保守性を考慮すること。

(エ) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。

(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。

(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。

ウ. 特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

エ. 昇降機を新設する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(4)～(8) (略)

2 工場等(1に該当するものは除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

(1) 燃料の燃焼の合理化

①～③ (略)

④ 燃焼設備の新設に当たっての措置

ア. 燃焼設備を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ. ～ウ. (略)

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(2-1) 加熱等設備

①～③ (略)

④ 加熱等を行う設備の新設に当たっての措置

ア. 加熱等を行う設備を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ. 加熱等を行う設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。

イ. 特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

ウ. 昇降機を新設する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(4)～(8) (略)

2 工場等(1に該当するものは除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

(1) 燃料の燃焼の合理化

①～③ (略)

④ 燃焼設備の新設に当たっての措置

(新規)

ア. ～イ. (略)

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(2-1) 加熱等設備

①～③ (略)

④ 加熱等を行う設備の新設に当たっての措置

加熱等を行う設備(建築設備を除く。)を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じること。また、建築設備である加熱設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、空気調和及び給湯に関する事項を踏

削除

追加 A

追加 A

削除

追加 A

削除

- (ア) 熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。
- (イ) 熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。

(2-2) 空気調和設備、給湯設備

①～③ (略)

④ 空気調和設備、給湯設備の新設に当たつての措置

ア. 空気調和設備、給湯設備を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ. 空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

- (ア) 熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。
- (イ) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。
- (ウ) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。
- (エ) 空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。

まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

- ア. 熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。
- イ. 熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。

(2-2) 空気調和設備、給湯設備

①～③ (略)

④ 空気調和設備、給湯設備の新設に当たつての措置

(新規)

ア. 空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、**建築物判断基準中、空気調和に関する事項を踏まえ**、エネルギーの効率的利用を実施すること。

- (ア) 熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。
- (イ) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。
- (ウ) 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。
- (エ) 空気調和機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。

(オ)夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。

(カ)熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。

(キ)作業場全域の空気調和を行うことが不要な場合は、作業者の近傍のみに局所空気調和を行う、あるいは放射暖房などにより空気調和に要する負荷を低減すること。また、空気調和を行う容積等を極小化すること。

(ク)建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空気調和に要する負荷を低減すること。

(ケ)エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

(コ)空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、工場エネルギー管理システム等のシステムの採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとする。

ウ. 給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(オ)夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。

(カ)熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。

(キ)作業場全域の空気調和を行うことが不要な場合は、作業者の近傍のみに局所空気調和を行う、あるいは放射暖房などにより空気調和に要する負荷を低減すること。また、空気調和を行う容積等を極小化すること。

(ク)建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空気調和に要する負荷を低減すること。

(ケ)エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

(コ)空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、工場エネルギー管理システム等のシステムの採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとする。

イ. 給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、**建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、**エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

- (ア)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。
- (イ)使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。
- (ウ)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。

エ. (略)

(3)～(5) (略)

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等

①～③ (略)

④ 電動力応用設備、電気加熱設備等の新設に当たっての措置

ア. 電動力応用設備、電気加熱設備等を新設する場合は、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ. 電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定させるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。

(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器

①～③ (略)

④ 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置

ア. 照明設備、昇降機を新設する場合は、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定すること。

イ. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア)電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)

(ア)給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。

(イ)使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。

(ウ)ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。

ウ. (略)

(3)～(5) (略)

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等

①～③ (略)

④ 電動力応用設備の新設に当たっての措置

(新規)

電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定させるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。

(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器

①～③ (略)

④ 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置

ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、**建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、**エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア)電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)

追加 A

追加 A

削除

削除

等省エネルギー型設備を考慮すること。

(イ) 高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備を考慮すること。

(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。

(エ) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。

(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。

(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を講ずること。

ウ. 昇降機を新設する場合には、**エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。**

エ. (略)

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1) 空気調和設備

等省エネルギー型設備を考慮すること。

(イ) 高輝度放電ランプ(HIDランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備を考慮すること。

(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。

(エ) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。

(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。

(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を講ずること。

イ. 昇降機を新設する場合には、**建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。**

ウ. (略)

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1) 空気調和設備

空気調和設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

- ア. 空気調和設備には、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等の採用について検討すること。また、工場等に冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には、熱回収システムの採用について検討すること。さらに、排熱を有効に利用できる場合には、熱回収型ヒートポンプ、排熱駆動型熱源機の採用についても検討すること。
- イ. 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性を向上させるよう検討すること。また、窓にあつては、ブラインド、熱線反射ガラス、選択透過フィルム、二重構造による熱的緩衝帯の設置等の採用による日射遮へい対策も併せて検討すること。
- ウ. 空気調和設備については、二酸化炭素センサー等による外気導入量制御の採用により、外気処理に伴う負荷の削減を検討すること。また、夏期以外の期間の冷房については、冷却塔により冷却された水を利用した冷房を行う等熱源設備が消費するエネルギーの削減を検討すること。
- エ. 空気調和設備については、送風量及び循環水量が低減できる大温度差システムの採用について検討すること。
- オ. 配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させる

空気調和設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する事項及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による空気調和設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

- ア. 空気調和設備には、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等の採用について検討すること。また、工場等に冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には、熱回収システムの採用について検討すること。さらに、排熱を有効に利用できる場合には、熱回収型ヒートポンプ、排熱駆動型熱源機の採用についても検討すること。
- イ. 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性を向上させるよう検討すること。また、窓にあつては、ブラインド、熱線反射ガラス、選択透過フィルム、二重構造による熱的緩衝帯の設置等の採用による日射遮へい対策も併せて検討すること。
- ウ. 空気調和設備については、二酸化炭素センサー等による外気導入量制御の採用により、外気処理に伴う負荷の削減を検討すること。また、夏期以外の期間の冷房については、冷却塔により冷却された水を利用した冷房を行う等熱源設備が消費するエネルギーの削減を検討すること。
- エ. 空気調和設備については、送風量及び循環水量が低減できる大温度差システムの採用について検討すること。
- オ. 配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させる

削除

よう検討すること。

(2)～(3) (略)

(4) 給湯設備

給湯設備に関しては、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備を複合して使うなど、エネルギーの利用効率の高い給湯設備の採用等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

(5) 照明設備

照明設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 照明設備については、昼光を利用することができる場合は、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。

イ. LED(発光ダイオード)照明器具の採用を検討すること。

(6)～(9) (略)

1-2 工場等(1-2に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(5) (略)

(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

削除

よう検討すること。

(2)～(3) (略)

(4) 給湯設備

給湯設備に関しては、**建築物判断基準**(給湯設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による給湯設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。その際、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備を複合して使うなど、より効率の高い給湯設備の採用について検討すること。

(5) 照明設備

照明設備に関しては、次に掲げる**措置、建築物判断基準**(照明設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による照明設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 照明設備については、昼光を利用することができる場合は、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。

イ. LED(発光ダイオード)照明器具の採用を検討すること。

(6)～(9) (略)

1-2 工場等(1-2に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(1)～(5) (略)

(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

① 空気調和設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 空気調和設備には、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等の採用について検討すること。また、工場等に冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には熱回収システムの採用について検討すること。さらに、排熱を有効に利用できる場合には、熱回収型ヒートポンプ、排熱駆動型熱源機の採用についても検討すること。

イ. 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性を向上させるよう検討すること。また、窓にあつては、ブラインド、熱線反射ガラス、選択透過フィルム、二重構造による熱的緩衝帯の設置等の採用による日射遮へい対策も併せて検討すること。

ウ. 空気調和設備については、二酸化炭素センサー等による外気導入量制御の採用により、外気処理に伴う負荷の削減を検討すること。また、夏期以外の期間の冷房については、冷却塔により冷却された水を利用した冷房を行う等熱源設備が消費するエネルギーの削減を検討すること。

エ. 空気調和設備については、送風量及び循環水量が低減できる大温度差システムの採用について検討すること。

オ. 配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させるよう

① 空気調和設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する事項及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による空気調和設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 空気調和設備には、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等の採用について検討すること。また、工場等に冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には熱回収システムの採用について検討すること。さらに、排熱を有効に利用できる場合には、熱回収型ヒートポンプ、排熱駆動型熱源機の採用についても検討すること。

イ. 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性を向上させるよう検討すること。また、窓にあつては、ブラインド、熱線反射ガラス、選択透過フィルム、二重構造による熱的緩衝帯の設置等の採用による日射遮へい対策も併せて検討すること。

ウ. 空気調和設備については、二酸化炭素センサー等による外気導入量制御の採用により、外気処理に伴う負荷の削減を検討すること。また、夏期以外の期間の冷房については、冷却塔により冷却された水を利用した冷房を行う等熱源設備が消費するエネルギーの削減を検討すること。

エ. 空気調和設備については、送風量及び循環水量が低減できる大温度差システムの採用について検討すること。

オ. 配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させるよう

削除

検討すること。

- ② 給湯設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備を複合して使うなど、より効率の高い給湯設備の採用について検討すること。

イ. 加温、乾燥設備等に用いる給湯設備に関しては、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備の採用について検討すること。

③ ～④ (略)

(7) 照明設備

照明設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 照明設備については、昼光を利用することができる場合は、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。

イ. LED(発光ダイオード)照明器具の採用を検討すること。

(8) (略)

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (略)

削除

検討すること。

- ② 給湯設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(給湯設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による給湯設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備を複合して使うなど、より効率の高い給湯設備の採用について検討すること。

イ. 加温、乾燥設備等に用いる給湯設備に関しては、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備の採用について検討すること。

③ ～④ (略)

(7) 照明設備

照明設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(照明設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による照明設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア. 照明設備については、昼光を利用することができる場合は、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。

イ. LED(発光ダイオード)照明器具の採用を検討すること。

(8) (略)

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (略)

2. ボイラー設備の廃熱回収率について

【内容】

ボイラー設備は、工場等判断基準の（目標部分）1 1-1(専ら事務所)(3)(ボイラー設備) の廃熱の回収利用の規定において、「別表第 2(B)【資料】に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を目標にして排ガス温度を低下させ廃熱回収率を高めるよう努めること。」とあるが、別表第 2(B)には、ボイラーに関する項目で、廃熱回収率の目標値はなく、排ガス温度の目標値のみが記載されている。

【改正案】

当該部分については、「別表第 2(B)(1)に掲げる廃ガス温度の値を目標として廃ガス温度を低下させるよう努めること。」へ改正する。

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>1 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー設備</p> <p>ボイラーについては、別表第 1 (B) の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。</p> <p>排ガスの廃熱の回収利用については、別表第 <u>2(B)(1)</u> に掲げる廃ガス温度の値を目標として廃ガス温度を低下させるよう努めること。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>1 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー設備</p> <p>ボイラーについては、別表第 1 (B) の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。</p> <p>排ガスの廃熱の回収利用については、別表第 <u>2(B)</u> に掲げる廃ガス温度<u>及び廃熱回収率</u>の値を目標として廃ガス温度を低下させ<u>廃熱回収率を高め</u>るよう努めること。</p> <p>(以下、略)</p>

【資料】

別表第2(B) 目標廃ガス温度及び目標廃熱回収率(Ⅱ 1 1-1 (3) ②及びⅡ 1 1-2 (2) (③関係))

(1) ボイラーに関する目標廃ガス温度

区 分		目標廃ガス温度(単位:℃)				
		固 体 燃 料		液体燃料	気 体 燃 料	
		固定床	流動床		高炉ガス その他の 副生ガス	
電 気 事 業 用(注1)		—	—	135		110
一 般 用 ボ イ ラー (注2)	蒸発量が毎時30トン以上のもの	180	170	160	140	190
	蒸発量が毎時10トン以上30トン未満のもの	180	170	160	140	—
	蒸発量が毎時5トン以上10トン未満のもの	—	300	180	160	—
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	—	320	200	180	—
小型貫流ボイラー(注3)		—	—	200	180	—

- (注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。
 2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除いたものをいう。
 3 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第1(第2条関係)第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

(備考)

- この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度20℃の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあつてはタービンの負荷率、その他のものにあつてはボイラー負荷率)100パーセントで燃焼を行なうとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。
- 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標廃ガス温度の値は、電気事業用にあつては140℃、その他(蒸発量が毎時30トン以上のもの及び10トン以上30トン未満のものに限る。)にあつては160℃とする。
- 黒炭の燃焼を行うボイラーに係る目標廃ガス温度の値は、180℃とする。
- 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率の高い燃料に係る目標廃ガス温度の値を適用する。
- この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 - 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 - 有毒ガスを処理するためのもの
 - 廃熱又は余熱を利用するもの
 - 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

(2) 工業炉に関する目標廃熱回収率 (II 1 1-2 (2) ⑨関係)

排ガス温度 (単位:℃) (注1)	容量区分 (注2)	目標廃熱回収率 (単位:%)	(参考)	
			廃ガス温度 (単位:℃)	予熱空気温度 (単位:℃)
500 未満	A・B	35	275	190
500 以上 600 未満	A・B	35	335	230
600 以上 700 未満	A	40	365	305
	B	35	400	270
	C	30	435	230
700 以上 800 未満	A	40	420	350
	B	35	460	310
	C	30	505	265
800 以上 900 未満	A	45	435	440
	B	40	480	395
	C	35	525	345
900 以上 1,000 未満	A	55	385	595
	B	45	485	490
	C	40	535	440
1,000 以上	A	55	-	-
	B	45	-	-
	C	40	-	-

(注) 1 「排ガス温度」は、炉室から排出される排ガスの炉出口又はレキュベレータ入口における温度をいう。

2 工業炉の容量区分は次のとおりとする。

- A 定格容量が毎時84,000メガジュール以上のもの
- B 定格容量が毎時21,000メガジュール以上84,000メガジュール未満のもの
- C 定格容量が毎時840メガジュール以上21,000メガジュール未満のもの

(備考)

- 1 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、定格付近の負荷で燃焼を行うとき、炉室から排出される排ガスの顕熱量に対する回収熱量の比率について定めたものである。
- 2 この表に掲げる目標廃熱回収率の値は、次に掲げる工業炉の廃熱回収率については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて廃熱回収率を高めるよう検討するものとする。
 - (1) 定格容量が840メガジュール未満のもの
 - (2) 酸化又は還元のための特定の雰囲気が必要とするもの
 - (3) 発熱量が3,800キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
 - (4) 定期検査時その他定常操作を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの
- 3 参考として掲げる廃ガス温度及び予熱空気温度の値は、目標廃熱回収率の廃熱回収を行った場合の廃ガス温度及び当該回収廃熱によって空気予熱を行った場合の予熱空気温度を次の条件の下で算出した値である。
 - (1) 炉の出口から空気予熱用の熱交換器までの放散熱損失等による温度低下60℃
 - (2) 熱交換器からの放散熱5パーセント
 - (3) 燃料は液体燃料(重油相当)
 - (4) 外気温度20℃
 - (5) 空気比1.2

3. 照明設備の新設に当たっての措置の規定の表現について

【内容】

工場等判断基準の（基準部分）1（専ら事務所）（3）（照明設備、昇降機の新設に当たっての措置）のア.（ア）～（カ）の末尾は、「考慮すること」としている。

他方、これに対応する2（工場等）（6-2）（照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置）のア.（ア）～（オ）の末尾は、「考慮すること」で同一であるが、（カ）（人体感知装置の設置等）の末尾のみ「講ずること」となっている。

【改正案】

事務所と工場を区別して規定する利用はないため、当該箇所については、「考慮すること」に改正する。

改正案	現行
<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置</p> <p>ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。</p> <p>(イ) 高輝度放電ランプ(HID ランプ)等効率の</p>	<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置</p> <p>ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。</p> <p>(イ) 高輝度放電ランプ(HID ランプ)等効率の</p>

改正案	現行
<p>高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。</p> <p>(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。</p> <p>(エ) 照明器具の選択には、光源の発効効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。</p> <p>(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。</p> <p>(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 工場等(1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)～(6-1) (略)</p> <p>(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置</p> <p>ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点</p>	<p>高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。</p> <p>(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。</p> <p>(エ) 照明器具の選択には、光源の発効効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。</p> <p>(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。</p> <p>(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 工場等(1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1)～(6-1) (略)</p> <p>(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たっての措置</p> <p>ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講ずることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>(ア) 電子回路式安定器(インバーター)を点</p>

改正案	現行
<p>灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)等省エネルギー型設備を考慮すること。</p> <p>(イ)高輝度放電ランプ(HID ランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備を考慮すること。</p> <p>(ウ)清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。</p> <p>(エ)照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。</p> <p>(オ)昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。</p> <p>(カ)不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を考慮すること。</p> <p>イ、ウ。(略)</p> <p>II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (略)</p>	<p>灯回路に使用した蛍光ランプ(Hf蛍光ランプ)等省エネルギー型設備を考慮すること。</p> <p>(イ)高輝度放電ランプ(HID ランプ)等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備を考慮すること。</p> <p>(ウ)清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。</p> <p>(エ)照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。</p> <p>(オ)昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。</p> <p>(カ)不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の措置を講ずること。</p> <p>イ、ウ。(略)</p> <p>II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (略)</p>